

令和元年10月 利用者請求書・領収書の変更と 保険外サービスの取り扱いに関する操作ステップ

2019/8/30
株式会社ビーシステム

令和元年10月消費税改正に伴う軽減税率制度、今後予定されている適格請求書に準ずる利用者請求書・領収書を出力します。そのため、今まで「税込み価格」を入力していましたが、10月以降は「本体価格」と「税区分」（非課税、課税（10%）、軽減税率（8%もしくは8%になるケースがあるもの））を入力し、税込み価格を自動計算するようになります。また、多くの事業所様からご要望のありました保険外サービスの単位指定、回数や単価の表示/非表示ができるようになります。

10月以降に算定するすべての保険外サービスについて、下記操作ステップに基づき設定を行ってください。保険外サービス（付帯サービス・単独サービス・有料サービス・居住サービス）を登録している全ての事業所様で設定が必要です。各機能の操作の詳細は、ユーザーサポート情報でご案内しています。

なお、今バージョンは保険外サービスの登録内容変更までのご案内です。今バージョンで10月利用票・提供票を作成しても、保険外サービスは10月以降の価格にはなりません。ご了承ください。

※10月ご利用分以降の利用者請求書サンプルをご確認ください。本体価格が同じでも税区分により、請求書・領収書への出力が変わります。

利用者請求書サンプル：http://www.fc-center.jp/support/oshirase/201910_seikyusho_sample.pdf

※本体価格と税区分をもとに保険外サービス毎の税込み価格を自動計算しますが、利用者請求書・領収書は税区分毎に本体価格の合計金額を算出して税率を掛けます。自動計算した税込み価格は目安としての金額です。

※各保険外サービスが課税か、非課税か、軽減税率対象かなど、ご不明な場合は税理士さんや会計士さんにご確認ください。

※高齢者住宅、特定施設の食事に関する軽減税率の設定は、9月末リリースでご提供する予定です。

今回は、軽減税率を考慮した保険外サービスの登録までを行います。

※軽減税率の対象となる可能性がある保険外サービスは、居住サービスで登録してください。

※税区分と本体価格から自動的に税込み価格を算出するため、調整金など目的に合わせて使いまわしをする保険外サービスは非課税・課税（10%）、軽減税率（8%もしくは8%になるケースがあるもの）の各々を登録する必要があります。

1. 現在、ファーストケアに登録されている
保険外サービスの一覧を出力します。

<<各種登録情報>><TOP>[保険外サービスCSV出力]ボタンをクリックし、保険外サービスCSVデータを出力します。
ダウンロードしたファイル名をダブルクリックすると、Excelで開きます。

ユーザーサポート情報 → <http://www.fc-center.jp/support/1619.html>

2. 消費税計算の端数処理ルールを
設定します。

<<各種登録情報>><初期値情報>[共通][消費税]タブ画面で消費税計算の端数処理ルールを設定します。
初期値は「切り捨て」です。「切り捨て」以外を指定する場合は設定変更が必要です。各事業所様で何を選択すべきかは、税理士さん・会計士さんにご確認ください。

ユーザーサポート情報 → <http://www.fc-center.jp/support/1615.html>

3. 令和元年10月以降の保険外サービスの
金額を決めてください。

登録されている全ての保険外サービスに対し、令和元年10月以降の金額（本体価格）と税区分を決めてください。
令和元年9月までの金額の横に、令和元年10月からの金額（本体価格）と税区分を記載すると、次の手順でスムーズに操作していただけます。

※金額変更を行わない場合も以下の操作が必要です。

令和元年10月 利用者請求書・領収書の変更と 保険外サービスの取り扱いに関する操作ステップ

2019/8/30
株式会社ビーシステム

4. 既存の保険外サービスに対し、
令和元年10月以降の金額を設定します。

<<各種登録情報>><TOP>画面右下[保険外サービス一括登録]
ボタンをクリックし、3. で作成した保険外サービス一覧を見ながら
令和元年10月以降の金額（本体価格）と税区分を入力してください。

※4. の操作を完了しないと、令和元年10月以降で

使う保険外サービスの登録・変更ができません。※価格変更を行わない場合は、[金額の一括複写]ボタンをクリック後、
各保険外サービスの税区分をご確認ください。

ユーザーサポート情報 → <http://www.fc-center.jp/support/1617.html>

5. 令和元年10月以降の保険外サービスに
追加項目を設定します。

<<各種登録情報>><保険外情報>画面で、必要に応じて追加設定をします

- ・税区分の確認
- ・保険外サービスの課金単位名称の設定
- ・回数/単価印刷有無
- ・税区分に則した調整金の登録
(非課税用、課税用、課税(軽減税率用)と、用途によってそれぞれ
調整金登録が必要です)

税区分と本体価格の登録例

ファーストケアに既に登録されている「自費サービス 1,080円」を令和元年10月に2日利用する場合

■「自費サービス 1,080円」が非課税の場合

令和元年10月以降の設定 → 税区分：非課税 新金額（本体）：1,080円 新金額（税込み）：1,080円

利用者請求書イメージ

内容	単価	税区分	金額	
自費サービス	2日	1,080円	非課税	2,160
非課税	:2,160円			2,160円
課税10%対象:			消費税:	
軽減税率対象:			消費税:	
総請求額	:			2,160円

■「自費サービス 1,080円」が課税の場合

令和元年10月以降の設定 → 税区分：課税 新金額（本体）：1,000円 新金額（税込み）：1,100円

※9月までの金額は税込みで入力している

利用者請求書イメージ

内容	単価	税区分	金額	
自費サービス	2日	1,000円	課税	2,000円
非課税	:			
課税10%対象:	2,000円		消費税:200円	2,200円
軽減税率対象:			消費税:	
総請求額	:			2,200円